

電気事業法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)	(抄)		1
○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	(抄)		1

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）

（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）

第四条 法第二十八条の五十三第三項の政令で定める額は、千二百億円とする。

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（借入金及び広域的運営推進機関債）

第二十八条の五十三 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

2 （略）

3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えない。ととなつてはならない。

4 8 （略）